

鹿児島市立病院

歯科臨床研修プログラム

令和4年度 研修開始



鹿児島市立病院

鹿児島市立病院歯科臨床研修プログラム

目次（令和4年度 研修開始用）

臨床研修プログラムの項目

目次	1
1 名称	2
2 理念・基本方針と特色	2
3 臨床協力施設の構成・担当分野及び研修実施施設の概要等	3
4 目標	5
5 ローテーション(期間割)	8
6 プログラム責任者	8
7 プログラム管理体制	8
8 指導体制	9
9 研修方法	10
10 研修の評価	10
11 研修の中断	10
12 研修修了の認定	10
13 卒後臨床研修後の進路について	11
14 募集定員並びに募集及び採用の方法	11
15 研修歯科医の処遇	12

別紙： 研修歯科医評価票

(注) このプログラムは、今後詳細内容の追加等を行う可能性もありますので、応募予定の方は随時内容をご確認ください。

1 名称

鹿児島市立病院 歯科臨床研修プログラム

2 理念・基本方針と特色

(1) 理念・基本方針

多様な歯科医療ニーズに対応できる基礎臨床能力と、歯科医師として十分に社会貢献の出来る全人的医療を身に付けた臨床医を育成することを理念とし、多様な患者ニーズに対応できるよう、診療に関する必要な基本的知識、技能及び態度の修得を基本方針とする。

(2) 特色

患者中心の全人的医療を理解し、全身状態にも配慮できる幅広い医療知識をもとに基本的診療能力を身につける。総合病院の歯科口腔外科として、救命救急センターでの口腔疾患の対応、全身麻酔時の歯科麻酔医によるマスク換気・気管内挿管実習、入院患者の治療体験による院内他科、他職種間と連携して、在宅患者にも対応できる歯科診療の基礎を体験・実践するプログラムである。

3 臨床研修施設の構成・担当分野及び研修実施施設の概要等

(1) 臨床研修施設の構成・担当分野

① 単独型臨床研修施設

鹿児島市立病院（担当分野⇒地域医療、地域保健、訪問歯科を除く全般）

② 研修協力施設

鹿児島市保健所（担当分野⇒地域医療、地域保健）

鹿児島県歯科医師会立口腔保健センター（担当分野⇒地域医療、訪問歯科、障害患者対応）

(2) 研修実施施設の概要等

① 鹿児島市立病院

(7) 所在地：鹿児島市上荒田町37番1号

TEL 099-230-7000、FAX 099-230-7070

<http://www.kch.kagoshima.jp/>

(4) 院長：坪内 博仁

(7) 沿革及び特徴

昭和15年4月に鹿児島市立診療所として発足後、昭和20年4月に鹿児島市立病院に改称し、昭和23年10月に加治屋町に移転した。病床数は160床。

昭和60年に救命救急センターを開設。重篤救急患者の救命医療を24時間体制で行っている。

平成19年11月に総合周産期母子医療センターを開設。母体、胎児及び新生児に対し、一貫した24時間体制での周産期医療を行っている。

平成20年1月には、発症直後の超急性期の治療も行える脳卒中センターを開設した。

平成22年5月には、2度目の自治体立優良病院の総務大臣表彰を受け、同年11月には、病院機能評価の認定を受けた。

平成23年12月に当院を基地病院とする鹿児島県ドクターヘリの運航を開始し、平成26年10月には、ドクターカーの運用も開始した。

平成27年5月、施設の老朽化や狭隘化に伴い加治屋町から上荒田町に移転し、診療科目28科、病床数574床で開院した。

平成29年4月には内視鏡による診断及び治療をより先進的・効果的に行うために、先進内視鏡診断・治療センターを開設した。

平成31年4月には、診療科の再編を行い診療科目32科とし、新たに緩和ケアセンター及び総合診療部を開設した。

当院は地域の中核的医療機関として、総合的な診療機能に加え、周産期や救急など、高度で専門的な第三次救急医療を提供する役割を担っている。今後も医療技術の向上に努めるとともに、安定経営に向けた取り組みを推進し、安心安全な質の高い医療を提供していく必要がある。

(I) 理念

安心安全な質の高い医療の提供

(f) 基本方針

- 救急医療、成育医療及びがん診療を柱に、高度で専門的な医療を提供します
- 患者や家族に寄り添い、安全で信頼される医療を提供します
- 地域医療機関との連携を進め、地域医療の充実に努めます
- 職員の教育、研修及び研究を奨励し、医療水準の向上に努めます
- ワークライフバランスに留意し、やりがいと充実感の持てる職場づくりに努めます
- 健全経営に努め、医療ニーズに応え絶えず進化する病院を目指します

(カ) 病床数

574床（一般564床、感染症6床、歯科口腔外科4床）

(キ) 診療科

全32科

内科、糖尿病・内分泌内科、血液・膠原病内科、腎臓内科、脳神経内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、リウマチ科、小児科、新生児内科、精神科、放射線科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、救急科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科

(ク) 患者数（令和2年度実績、歯科及び歯科口腔外科の患者数）

入院患者数 年間 215人、1日平均 0.9人

外来患者数 年間10,261人、1日平均 42.6人

(ケ) 歯科医師数（令和3年4月1日現在）

常勤医 3人

(コ) 研修施設等指定の状況

日本口腔外科学会認定研修施設

日本有病者歯科医療学会認定研修歯科診療施設

救命救急センター

総合周産期母子医療センター

脳卒中センター

小児救急医療拠点病院

救急告示病院

地域がん診療連携拠点施設

地域医療支援病院

基幹災害拠点病院

DMA T 指定病院

鹿児島県ドクターヘリ事業基地病院

鹿児島市高度救急隊（ドクターカー）事業基地病院

厚生労働省臨床研修指定病院

日本救急医学会救急科専門医指定施設

日本航空医療学会認定制度認定指定施設

外国医師・外国歯科医師臨床修練指定病院

日本内科学会教育病院

日本神経学会教育施設

日本感染症学会認定研修施設

日本呼吸器学会関連施設

日本血液学会専門医研修施設

日本糖尿病学会認定教育施設

日本認知症学会専門医教育施設

日本消化器内視鏡学会指導施設

消化器がん検診精密検査医療機関

日本循環器学会循環器専門医研修施設

日本心血管インターベーション学会研修施設

日本小児科学会専門医制度研修施設

日本外科学会専門医制度修練施設

日本消化器外科学会専門医修練施設

日本整形外科学会認定医制度研修施設

日本形成外科学会専門医研修施設

日本熱傷学会熱傷専門医認定研修施設

日本脳神経外科学会専門医認定制度指定訓練場所

日本脳卒中学会専門医認定制度研修教育病院

日本頭痛学会認定研修教育施設
 日本小児外科学会認定医制度教育関連施設
 日本皮膚科学会認定専門医研修施設
 日本泌尿器科学会専門医教育施設
 日本産科婦人科学会専門医制度専攻医指導施設
 日本婦人科腫瘍学会専門医研修施設
 母体保護法研修指定医療機関
 日本周産期・新生児専門医制度（母体・胎児専門医）基幹研修施設
 日本周産期・新生児医学会専門医制度（新生児専門医）基幹研修施設
 日本眼科学会専門医制度研修施設
 日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設
 日本頭頸部外科学会認定頭頸部がん専門医研修施設
 日本気管食道科学会認定気管食道科専門医研修施設
 日本医学放射線学会放射線科専門医修練機関
 日本放射線腫瘍学会認定協力施設
 日本有病者歯科医療学会認定研修歯科診療施設
 日本がん治療認定医機構認定研修施設
 日本麻酔科学会麻酔科認定病院
 日本麻酔科学会麻酔指導病院
 日本病理学会認定病院
 日本臨床細胞学会認定施設
 薬学教育協議会薬学生実習受入施設
 鹿児島大学医学部保健学科理学療法士臨床実習指定病院
 日本プライマリーケア学会認定医研修施設
 日本栄養士会全国病院栄養士協議会管理栄養士初任者臨床研修指定病院
 日本肝臓病学会認定施設
 日本呼吸器外科専門医合同委員会認定関連施設
 日本呼吸器内視鏡学会気管支鏡認定施設
 日本消化器病学会認定施設
 日本乳癌学会専門医制度関連施設
 日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会乳房再建用エキスパンダー/インプラント実施認定施設（一次一期・一次二期・二次再建すべて）
 日本集中治療医学会集中治療専門医研修施設

② 鹿児島市保健所

(7) 所在地：鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-803-6842、FAX 099-803-7026

(4) 所 長：泉尾 護

③ 鹿児島県歯科医師会立口腔保健センター

(7) 所在地：鹿児島市照国町13番15号

TEL 099-226-5291、FAX 099-223-6079

(4) 会 長：伊地知 博史

4 目標

このプログラムの目標は、厚生労働省が示している「臨床研修の到達目標」に掲げる行動目標及び経験目標を高いレベルで満たすことにある。

1 歯科医師としての基本的価値観

(1) 社会的使命と公衆衛生への寄与

【一般目標】

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

(2) 利他的な態度

【一般目標】

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

(3) 人間性の尊重

【一般目標】

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

(4) 自らを高める姿勢

【一般目標】

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

2 資質・能力

(1) 医学・医療における倫理性

【一般目標】

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

(2) 歯科医療の質と安全の管理

【一般目標】

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

(3) 医学知識と問題対応能力

【一般目標】

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

(4) 診療技能と患者ケア

【一般目標】

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

(5) コミュニケーション能力

【一般目標】

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

(6) チーム医療の実践

【一般目標】

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

(7) 社会における歯科医療の実践

【一般目標】

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

(8) 科学的探究

【一般目標】

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

(9) 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

【一般目標】

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後者の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

3. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・判断・診療計画

【行動目標】	研修内容・方法	目標症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	初診患者に対して医療面接を実施する。	10 症例	指導歯科医がアシストについて行う。	初診医療面接を行った患者を1症例と数える。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。 目標症例数以上の経験が必要。
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。					
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。					
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	担当する患者への説明と適格なカルテ記載、治療計画立案、治療同意を実施する	10 症例	患者配当型にて指導歯科医と連携して行う	一口腔単位の診断、治療計画説明、治療同意を行った担当患者を1症例と数える。	
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。					
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。					

(2) 基本的臨床技能等

【行動目標】	研修内容・方法	目標症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
① 一般的な歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	担当する患者への指導・治療・管理を実践する。 口腔保健センター症例報告を含む。	10 症例	患者配当型で指導歯科医と連携して行う。	実践した指導・治療・管理をカルテ記載し、担当患者を1症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の					

発達不全、口腔機能の低下					目標症例数以上の経験が必要。
③ 基本的な応急処置を実践する。	担当患者への応急処置、安全な治療への配慮を実践する また、院内研修会の受講	10 症例	指導歯科医によるサポート。		
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。					
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。					
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。					

(3) 患者管理

【行動目標】	研修内容・方法	目標症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	担当患者の身体状況を把握し対応し実践する 指導歯科医のアシストにて患者管理について知る。	10 症例 口腔保健センター症例報告を含む。	指導歯科医によるサポート。	担当患者を1 症例 指導歯科医のアシストをした患者を1 症例。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。 目標症例数以上の経験が必要。
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。					
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。					
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。					

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

【行動目標】	研修内容・方法	目標症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	担当患者の予防・口腔機能管理、歯科医療の実践（③は口腔保健センターで実践する）	10 症例 ① ~ ④ 組み合わせ。口腔保健センター研修内容症例報告を含む。	指導歯科医によるサポート。	担当患者1 症例。 指導歯科医のアシストをした患者を1 症例。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。 目標症例数以上の経験が必要。
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。					
③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。					
④ 障害を有する患者への対応を実践する。					

4 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職の連携

【行動目標】	研修内容・方法	目標症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	担当患者で歯科衛生士との連携にて診療を進める	10 症例 (①・②の組み合わせ可)	指導歯科医によるサポート。	担当医として配当され、連携を図れたものを1症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。目標症例数以上の経験が必要。
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。					
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	NST 回診、摂食嚥下チーム回診、緩和ケアチーム回診、頭頸部腫瘍カンファなどに参加する。	10 症例	指導歯科医によるサポート。	参加経験症例を1症例とする。	

(2) 多職種連携、地域医療

【行動目標】	研修内容・方法	目標症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	症例検討会で発表する	1 症例	指導歯科医のサポート	発表1回を1症例とする	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。目標症例数以上の経験が必要。
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。					
③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。	担当患者を持ち、携・経験を実践する。口腔保健センター研修参加により訪問歯科診療の研修を行う。	10 症例 ③～⑦に参加し実践したもの、口腔保健センター研修内容症例報告を1症例含む。	指導歯科医のサポート。	③～⑦の連携した経験、症例報告を1症例と数える。	
④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。					
⑤ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。					
⑥ 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーショ					

ンチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。					
⑦ 入院患者の入退院等における多職種支援について理解し、参加する。					

(3) 地域保健

【行動目標】	研修内容・方法	目標症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	保健所研修と研修内容の症例検討会発表	①・②合わせ 1症例	指導歯科医のサポート	検討会を1回行ったものを1症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。目標症例数以上の経験が必要。
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。					
③ 保健所等における地域歯科保健活動を体験する。	保健所研修において活動・検診を体験する	③・④合わせ 1症例	指導歯科医のサポート	研修先で実施したものを1症例とする。	
④ 歯科検診を体験し、地域住民に対する健康教育を体験する。					

(4) 歯科医療提供に関連する連携と制度の理解

【行動目標】	研修内容・方法	目標症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	院内研修会を受講する。研修内容を発表する。	1症例	指導歯科医のサポート	研修会受講1回と発表1回を合わせ1症例	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。目標症例数以上の経験が必要。
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	院内研修会にて受講し研鑽する。レセプト点検を実施する。	1症例	指導歯科医のサポート	レセプト点検の症例の発表1回を1症例	
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	院内研修会を受講する。研修内容を発表する。	1症例	指導歯科医のサポート	発表1回を1症例	

5 ローテーション（期間割）※研修協力施設での研修は1ヵ月未満で実施予定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市立病院 基礎研修	市立病院（地域医療、地域保健、訪問歯科を除く）、研修協力施設（地域医療、地域保健、訪問歯科）										

6 プログラム責任者

歯科口腔外科科長 平原 成浩

7 プログラム管理体制

臨床研修施設内に研修管理委員会を設置し、研修プログラムの管理、研修計画の実施、研修医の管理・評価、採用時の研修希望者の評価など臨床研修の実施の統括管理を行う。

(1) 研修管理委員会の名称

鹿児島市立病院歯科臨床研修病院群研修管理委員会

(2) 研修管理委員会の構成

- ① 委員長（総括責任者、鹿児島市立病院長）
- ② 副委員長（臨床研修実施責任者、プログラム責任者）
- ③ 鹿児島市立病院医科初期臨床研修実施責任者
- ④ 研修協力施設の研修実施責任者
- ⑤ 看護部門の責任者
- ⑥ コ・メディカル部門の責任者
- ⑦ 事務部門の責任者
- ⑧ 外部委員
- ⑨ その他必要と認める鹿児島市立病院の医師・歯科医師

(3) 研修管理委員会の構成員

坪内 博 仁（鹿児島市立病院長、研修管理委員会委員長）
 平原 成 浩（鹿児島市立病院歯科口腔外科科長、研修管理委員会副委員長）
 堀 剛 （鹿児島市立病院副院長、鹿児島市立病院医科初期臨床研修実施責任者）
 上橋 陸 海（鹿児島県歯科医師会立口腔保健センター長、研修協力施設研修実施責任者）
 新中須 真 奈（鹿児島市保健所主幹、研修協力施設研修実施責任者）
 上村 聡 美（鹿児島市立病院看護部長、看護部門責任者）
 有馬 純 子（鹿児島市立病院薬剤部長、コ・メディカル部門責任者）
 尾堂 正 人（鹿児島市立病院事務局長、事務部門責任者）
 杉浦 剛 （鹿児島大学病院副院長、外部委員）
 上稲 葉 隆（鹿児島市歯科医師会専務理事、外部委員）
 新田 哲 也（鹿児島市立病院歯科口腔外科科長）

(4) 研修管理委員会の業務

- ① 研修プログラムの全体的な管理
- ② 研修歯科医の全体的な管理
- ③ 研修歯科医の研修状況の評価
- ④ 採用時における研修希望者の評価

- ⑤ 研修後又は研修中断後の進路に係る相談等の支援
- ⑥ その他臨床研修に関すること

8 指導体制

- (1) 総括責任者 坪内博仁（鹿児島市立病院長、研修管理委員会委員長）
- (2) 臨床研修実施責任者
平原成浩（鹿児島市立病院歯科口腔外科科長、研修管理委員会副委員長）
上橋陸海（鹿児島県歯科医師会立口腔保健センター長、研修協力施設）
新中須真奈（鹿児島市保健所医長、研修協力施設）
- (3) プログラム責任者 歯科口腔外科科長 平原成浩
- (4) 指導歯科医
平原成浩（鹿児島市立病院歯科口腔外科科長）
新田哲也（鹿児島市立病院歯科口腔外科科長）
山城康太（鹿児島市立病院歯科口腔外科医員）
上橋陸海（鹿児島県歯科医師会立口腔保健センター長）
新中須真奈（鹿児島市保健所主幹）
- (5) 上級歯科医
上記指導体制のほかに、指導歯科医が研修歯科医を直接指導するだけでなく、指導歯科医の指導監督の下で上級歯科医（研修歯科医よりも臨床経験の長い歯科医師をいう。）が研修歯科医を直接指導する、いわゆる「屋根瓦方式」による指導を行う。

9 研修方法

- (1) 研修歯科医は、当臨床研修施設の研修プログラムに従い1年間の研修を受ける。
研修での指導にあたっては、主に当院の3人の指導歯科医が、研修歯科医を3か月単位でマンツーマン指導を行う。
- (2) 研修開始前に各研修歯科医に研修到達目標を配付する。また、研修歯科医は、インターネットを用いた評価システム（DEBUTシステム）にて、研修の進捗状況を随時記録する。
- (3) 病院全体又は診療科において開催されるCPC、カンファレンス、症例検討会、抄読会及び病棟回診等には参加すること。

10 研修の評価

- (1) 研修歯科医は、研修修了時に到達目標の到達状況について、インターネットを用いた評価システム（DEBUTシステム）にて自己評価を行い、研修管理委員会に提出する。
- (2) 指導歯科医は、担当する分野における研修期間中、研修歯科医ごとに臨床研修の到達目標の到達状況を把握し、担当する分野における研修期間の修了後に、インターネットを用いた評価システム（DEBUTシステム）にて研修歯科医の評価を行う。研修歯科医に関わる多職種からの多面的評価も併せて行い、研修管理委員会に提出する。
- (3) 研修管理委員会は、研修歯科医本人から提出された到達状況と指導歯科医から提出された研修歯科医評価等を総合して総括評価を行う。
- (4) 分野ごとの研修修了の際に、指導歯科医を始めとする歯科医師及び歯科医師以外の医療職が、別紙の研修歯科医評価票を用いて、到達目標の達成度を評価し、研修管理委員会で保管する。また、到達目標の達成度について、少なくとも年2回、プログラム責任者又は研修管理委員会

委員による研修歯科医に対する形成的評価を行う。

11 研修の中断

- (1) 研修管理委員会は、歯科医師としての適正を欠く場合など研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合は、当研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る評価を行い、鹿児島市立病院長に当研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができる。
- (2) 鹿児島市立病院長は、11(1)の勧告又は研修歯科医の申し出を受けて、当研修歯科医の臨床研修を中断することができる。
- (3) 鹿児島市立病院長は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当研修歯科医の求めに応じて、当研修歯科医に対して臨床研修中断証を交付する。

12 研修修了の認定

- (1) 研修管理委員会は、研修歯科医の評価を行った場合は、鹿児島市立病院長に研修歯科医の評価を報告する。
各項目に示した目標症例数について、症例のカウントは、医療面接から診断の流れや診断から治療の流れを連続して経験した場合に、行動目標を達成した1症例とする。行動目標に応じた最低10例以上は経験を必要とする（但し歯科医療に関連する連携と制度の理解等の項目では最低1例以上とする項目あり）。レポート作成や経験症例報告発表、症例検討会での発表などによって、経験を補えた場合には経験症例として認定する。
- (2) 鹿児島市立病院長は、12(1)の評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは歯科臨床研修修了証を授与し、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときはその旨を文書で通知する。

13 卒後臨床研修後の進路について

鹿児島市立病院においては、卒後歯科臨床研修修了後に認定医・専門医の取得を目的とした後期研修の制度はありません。

14 募集定員並びに募集及び採用の方法

- (1) 募集定員
2人
- (2) 応募資格
応募資格については、①及び②の両方の要件を満たさなければならないものとする。
 - ① 令和4年3月に大学歯学部もしくは歯科大学の卒業見込みの者または卒業している者で令和4年実施の歯科医師国家試験を受験し、歯科医師免許取得見込みの者。または、令和3年実施の歯科医師国家試験に合格し、歯科医師免許を取得している者で、歯科医師臨床研修施設において未だ臨床研修を受けていないもの。
 - ② 厚生労働省が指定する実施主体（歯科医師臨床研修マッチング協議会）が行うマッチングシステムに参加する者。
- (3) 応募書類（予定）
 - ① 受験申込書（所定様式）
 - ② 受験票（所定様式）
 - ③ 履歴書（所定様式）
 - ④ 卒業証明書又は卒業見込み証明書
 - ⑤ 成績証明書

⑥ 歯科医師免許を取得している者については、歯科医師免許証の写し

(4) 応募方法

① (3)の応募書類を一括して締切日までに提出先に提出すること。

② 応募締切時期：令和3年8月4日（水）

※ 郵送の場合は、締切日当日までの消印のあるものに限って受け付ける。

③ 郵送で申し込むときは、封筒の表に「研修歯科医受験申込書在中」と朱書きすること。

④ 84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長3型封筒）を必ず同封すること。

(5) 選考方法

書類審査、SPI3による総合検査、面接試験及び筆記試験（小論文）

(6) 選考時期（予定）

令和3年8月21日（土） 午前8時30分集合

※予備日：令和3年8月28日（土） 午前8時30分集合

受験者数や自然災害等の都合により、受験日を変更させて頂くことがある。

(7) 選考会場

鹿児島市立病院

(8) 研修期間

令和4年4月から令和5年3月の1年間

（期間内に研修修了基準に達しない場合は、期間を延長する。）

(9) 採用方法

(2)に記載するマッチングシステムの結果に基づき採用を行う。

なお、卒業できなかった場合、歯科医師国家試験に不合格となった場合は、採用を取り消す。

(10) 問い合わせ先及び提出先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院 事務局総務課職員係 担当：宝来

TEL：099-230-7002

FAX：099-230-7070

15 研修歯科医の処遇

(1) 身分

会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）

(2) 給与（予定）

給与は 基本給 + 諸手当 となる。

【基本給】

月 額 190,600円

【諸手当】

期末手当 年2回（年間1.5275月分）

退職手当、通勤手当

時間外勤務手当・休日勤務手当 基本給に応じた時間単価による

- (3) 勤務時間（当直予定なし、時間外勤務については(2)の通り手当支給有り）
8：30～17：15
- (4) 休憩時間
12：00～13：00
- (5) 休暇
日曜日、土曜日、祝日及び年末年始
年次有給休暇：10日
夏季休暇、産前産後休暇、忌引休暇、病気休暇等あり
- (6) 研修歯科医ルーム
医科の研修医との共用
デスク・ロッカーともに個人用あり
- (7) 宿舎及び病院内個室
○ 宿舎 なし
○ 休憩室、仮眠室 あり
- (8) 社会保険・労働保険（予定）
○ 公的医療保険 政府管掌健康保険加入
○ 公的年金保険 厚生年金保険加入
○ 労働者災害補償保険 適用あり
○ 雇用保険 適用あり
- (9) 健康管理
健康診断 年2回
- (10) 歯科医師賠償責任保険
個人責任に関する賠償責任保険は任意加入
※病院責任に関する賠償責任保険は当院において加入済み
- (11) 外部の研修活動
○ 学会・研究会等への参加 : 認める
○ 学会・研究会等への参加費用支給の有無 : 有（ただし、演者として参加する場合のみ）
- (12) アルバイトの禁止
歯科医師法第16条の3にて、「臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。」と規定されていることから、研修期間中のアルバイトは禁止。